

2 0 2 1 年度事業報告書

自 2021 年 4 月 1 日
至 2022 年 3 月 31 日

一般財団法人知的財産研究教育財団

2021年度事業報告書

I. はじめに

2021 年度は、新型コロナウイルス感染拡大のための対策を講じたうえで、概ね順調に各事業に取り組みました。調査研究事業では、昨年度を上回る 8 件の調査研究を実施しました。国際共同研究推進事業では、日中の研究者会議をオンラインにより例年通り 3 回開催しました。また、海外からの研究者の招へいは断念しましたが、海外への派遣は実施しました。管理技能検定事業では、徹底した感染防止策を講じた上で、計画通り 3 回の検定を実施しました。教育関連事業では、IP ランドスケープへの関心が高まり、知的財産アナリスト認定講座の受講者数が大きく伸びました。

調査研究のヒアリング調査や委員会、セミナー・講座など、各事業において可能な場合はオンライン会議を活用したほか、研究員をはじめ対応可能な者を中心に在宅勤務を取り入れ、ほぼ例年通りの事業活動が実施できました。

なお、ビルの建て替えに伴い、2021 年 8 月に、知的財産教育協会の事務所を千代田区紀尾井町のビルに移転しました。

II. 決算の概況

2021 年度の決算は、約 2,728 万円の黒字となりました。収入面では、受注件数が増加した調査研究事業と、受講者数が伸びた教育関連事業が前年度に比べ増収となる一方、前年度に比べて受検者数が平準化した管理技能検定事業や、研究者の招へいができなかった国際共同研究推進事業が減収となりました。また、基本財産の一部を運用する仕組債の運用収入が、円安の影響を受け増加しました。支出面では、各事業においてオンライン会議等の活用やその他の経費削減に取り組んだこと、国際共同研究推進事業の規模縮小に伴い関連する支出が減少したことに加え、前年度事業費に基づく消費税額の減少等もあり、全体で 2,000 万円を超える経費の減少となりました。

Ⅲ. 各種事業の実施状況

〔知的財産研究所関係〕

1. 知的財産調査研究事業

本事業は、知的財産制度や運用等に関する諸問題について、国内外の制度の現状や課題等を調査し、国際的調和や適切な権利保護等の観点から研究を行うことを目的とした中核事業です。

本年度は、特許庁から6本のほか、経済産業省、一般財団法人日本特許情報機構（Japio）の計8本（表1参照）の調査研究を請け負い、調査研究を進めています。研究テーマは、特許、実用新案、意匠、商標、経済分析、知財戦略、通商協定など、多岐にわたる内容となりました。このうち1番目、4番目、6番目及び7番目の調査研究は、特許庁の審議会における議論を踏まえて実施されたものです。3番目の調査研究では、日本企業20社を対象とした事例集を作成しました。調査研究において、委員会を開催する場合やヒアリング調査を実施する場合には、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限りオンライン会議を活用しました。

表1 調査研究のテーマ

※いずれも請負事業

1	「標準必須特許と消尽に関する調査研究」（特許庁）
2	「我が国の知的財産制度が経済に果たす役割に関する調査」（特許庁）
3	「顧客価値の創造と競争力強化に資する知財活用方法に関する調査研究」（特許庁）
4	「商標審査効率化・ユーザー出願支援のための指定商品・役務に関する料金等施策及び出願支援ツールについての調査研究」（特許庁）
5	「各国知的財産関係法令T R I P S協定レビュー調査業務」（経済産業省）
6	「ライセンス・オブ・ライト及び実用新案に係る各国及び国内ニーズ調査」（特許庁）
7	「意匠制度に対する認識及びその利活用のユーザーニーズに関する調査研究」（特許庁）
8	「商標における民間調査者の活用可能性実証事業に関する調査」（一般財団法人日本特許情報機構）

2. 知的財産国際共同研究推進事業

(1) 産業財産権制度調和に係る共同研究調査事業

本事業は、研究者を国内外の研究機関に派遣・招へいし、産業財産権制度に関する課題について調査・共同研究を実施し、得られた研究成果及び研究者のネットワークを活用して制度調和を推進することを目的とした特許庁からの委託事業です。

① 研究者の派遣

本年度は、昨年度に選定された 1 名の研究者を外国の研究機関に派遣しました（表 2 参照）。1 名の研究者は、選定当時から派遣国に滞在中であったため、渡航制限による影響を受けることなく、派遣国で円滑に研究活動を行うことができました。

② 研究者の招へい

本年度は、昨年度に選定された招へい研究者 2 名を当研究所に招へいする予定で、候補者に対し招へいのための調整や手続を進めましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための日本への入国制限等により、研究者の招へいは中止となりました。これを受けて、特許庁との委託契約を変更しました。

表 2 研究者の派遣実績

派遣研究者	研究テーマ、派遣先、研究期間
齋藤 光理 神戸大学大学院 法学研究科 博士後期課程	「第二のパンデミックに向けて迅速なワクチンの開発・流通を促進する制度としての調停」
	アバディーン大学（英国）
	9月1日～2月28日（6か月）

(2) 知的財産保護包括協力推進事業

本事業は、中国政府機関・研究機関と連携して、産業財産権制度及び運用の適正化に資する共同研究や提言を行い、中国の法制度及び運用の改善を促すことを目的とした特許庁からの委託事業です。

本年度は、事業費が減少しましたが、日中の研究者間の意見交換を十分に行うため、研究者会議の開催回数は 3 回を維持し、開催日数を 5 日間（昨年度は 6 日間）としたうえで、以下のように研究者会議を実施しました。共同研究テーマと研究者は表 3 のとおりです。

① 第一回研究者会議（2021 年 6 月 23 日）

東京会場を設けて参加者を結ぶオンライン会議により、共同研究テーマについて研究者が基本認識や課題を提示する研究者会議を開催しました。

② 第二回研究者会議（2021 年 10 月 29 日、30 日）

東京会場を設けて参加者を結ぶオンライン会議により、共同研究テーマについて討論を行う研究者会議を開催しました。併せて、中国制度に対する日本企業の課題認識や要望等をテーマとして、キヤノン株式会社との意見交換、日本知的財産協会及び日本自動車工業会との意見交換会を開催しました。

③ 第三回研究者会議（2022 年 1 月 8 日、9 日）

東京会場を設けて参加者を結ぶオンライン会議により、研究成果のとりまとめを行う研究者会議を開催しました。併せて、中国の政府関係者や最高人民法院裁判官など知財関係者の参加のもと、共同研究の成果発表及び意見交換を行う意見交換会を開催しました。

表 3 研究テーマと研究者

「国際的な意匠保護の在り方に関する研究」	
茶園成樹教授（大阪大学） 青木大也准教授（大阪大学）	李明徳教授（中国社会科学院） 曹新明教授（中南財經政法大学） 張鵬専任研究員（社会科学院）
「ソフトウェア関連技術の特許保護に関する比較研究」	
田村善之教授（東京大学） 前田健准教授（神戸大学）	呉漢東教授（中南財經政法大学） 管育鷹教授（社会科学院） 顧昕首席研究員（発展研究センター）

3. 知的財産研究支援事業

本年度も、IP ジャーナルの発行やセミナーの開催等による知的財産情報の提供、特許統計分析のための IIP パテントデータベースの整備、国内外の研究機関との交流等を通じて、知的財産に関する研究の支援や人材の育成に取り組みました。

出版関係では、IP ジャーナルを第 17 号から第 20 号まで発行し、特集として「知財人材の兼業・副業」、「経営戦略に資する知財情報分析・活用」、「環境と知的財産」、「コーポレートガバナンス・コード」を取り上げました。

セミナーは、IIP セミナーを 7 回開催しました。特に、IP ランドスケープ推進協議会の会員企業 5 社が講師を務めたセミナーは参加者 140 名を超える盛況でした。セミナーは、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンラインで開催するとともに、セミナーの動画を知的財産研究所の賛助会員サイトで提供しました。また、委託事業の成果報告会は 3 月に 1 回開催しました。

IIP パテントデータベースについては、新規利用申込み手続への対応及びデータベースに関する問合せ対応等のサポートを行いました。

4. 図書館運営事業（公益目的支出計画実施事業）

本年度も、知的財産の研究者や実務家をはじめ知的財産に関わる方々にとって利用価値の高い図書館となるよう、知的財産に関連する国内外の図書や雑誌等を収集し、これらを広く一般に提供してきました。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、利用者の事前連絡を前提とし、換気と消毒の徹底等の対策を講じて年間を通して開館しました。また、来館者数は例年より減少しましたが、前年度から増加している郵送複写の依頼数は同程度で推移しており、これらに対応しました。

〔知的財産教育協会関係〕

5. 知的財産管理技能検定事業

本事業は、当財団が厚生労働省指定試験機関として国家試験である知的財産管理技能検定を実施する知的財産教育協会関係の中核事業です。

本年度は、厚生労働省の「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に沿って徹底した感染防止策を講じた上で、2021 年 7 月 11 日、11 月 7 日、2022 年 3 月 13 日に検定を実施しました。本年度の受検者数は 28,302 人でした。2019 年度 3 月の検定試験が実施できず、受検者の一部が繰り越して受検した 2020 年度と比べ 92%となっています。2022 年 3 月までの累計受検者数は 425,293 人となりました。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための受検者間隔の確保や事前事後の清掃作業費の追加により会場コストが高騰していることに加え、教室の貸し出しを停止する大学等の増加により、会場確保が困難となってきています。これらへの対策として、在宅でのオンライン受検のシステム開発を民間企業と連携して進めました。

表 4 知的財産管理技能検定受検者数の推移

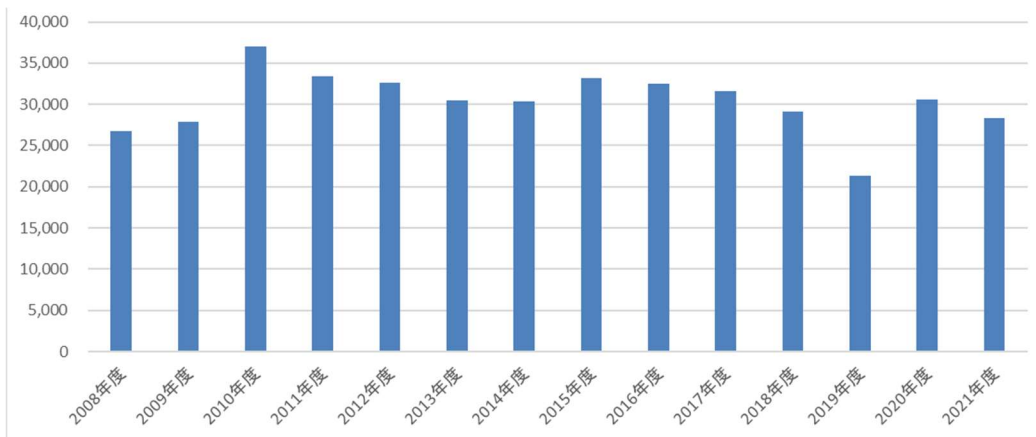


表 5 知的財産管理技能士数（2022 年 3 月末日現在）

技能士種別	人数
一級知的財産管理技能士（特許専門業務）	1,868 名
一級知的財産管理技能士（コンテンツ専門業務）	422 名
一級知的財産管理技能士（ブランド専門業務）	258 名
二級知的財産管理技能士（管理業務）	38,975 名
三級知的財産管理技能士（管理業務）	74,733 名
合計	116,256 名

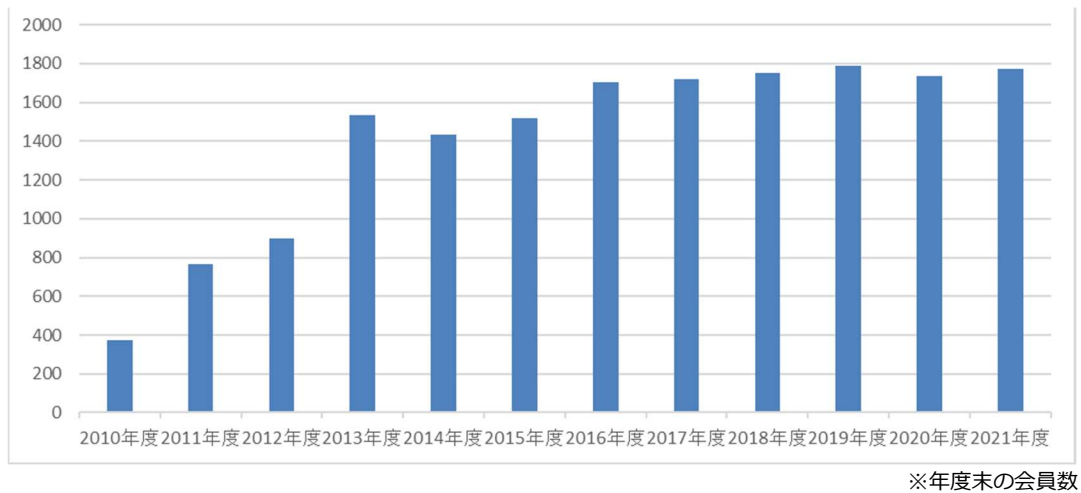
6. 知的財産管理技能士会事業

本事業は、知的財産管理技能検定の合格者を会員として、その知識と技能の維持向上及び認知度向上のための会員向けの研修、交流会の実施、研究会活動、情報発信活動などを行う事業です。

本年度も、研修委員会、交流委員会、研究会、広報委員会等に所属する知的財産管理技能士により、会員の知識と技能の維持向上、認知度向上につながる委員会の活動を行いました。なお、これらの活動は、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的として、オンラインで行いました。

2022 年 3 月末の知的財産管理技能士会員数は、1,773 人（前年比 103%）となっています。メールマガジンは約 3 万 5 千件の配信先へ情報を提供しています。

表 6 知的財産管理技能士会員数推移



7. 知的財産教育関連事業

本年度も、IP ランドスケープの担い手を育成・認定する「知的財産アナリスト認定講座（特許、コンテンツ）」、ファッションに関する保護制度の研究を行う「Fashion Law Institute Japan」、その他大学等の知的財産講座のコンサルティング及び講師派遣などを実施しました。

知的財産アナリスト認定講座は、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的としてオンライン化し、コンテンツ講座を2回、特許講座を3回実施しました。IP ランドスケープに対する関心の高まりを背景に、受講者数は20%増加しました。

Fashion Law Institute Japan については、研究員を派遣し文化服装学院などでのファッション・ローの講義を実施しました。

講師派遣については、大学等の教育機関に加え、中国経済産業局など公的機関からの要請を受けて講師（知的財産管理技能士）を派遣しました。

〔その他〕

8. 知財創造教育推進コンソーシアム等への参画

本年度は、2022年3月30日に開催された知財創造教育推進コンソーシアムの検討委員会に出席しました。

また、2020年8月から事務局として参画している「IP ランドスケープ推進協議会」は、奇数月に計6回の協議会を開催しました。

IV. 評議員会及び理事会

(1) 2021 年度第 1 回理事会 (2021 年 6 月 2 日)

Web 会議により、2020 年度事業報告及び決算、2020 年度公益目的支出計画実施報告、2021 年度定時評議員の招集について承認しました。

(2) 2021 年定時評議員会 (2021 年 6 月 24 日)

Web 会議により、2020 年度事業報告及び決算の承認、評議員 1 名の退任に伴う後任の選任、及び理事の任期満了に伴う後任の選任、監事の任期満了に伴う後任の選任を行いました。

(3) 2021 年度第 2 回理事会 (2021 年 6 月 30 日)

定時評議員会において理事の改選が行われたことに伴い、代表理事及び業務執行理事の選定について決議の省略の方法により諮り、代表理事（会長）、代表理事（理事長）、代表理事（教育協会担当）、業務執行理事（専務理事）、業務執行理事（常務理事）を選定しました。

(4) 2021 年度第 3 回理事会 (2022 年 3 月 7 日)

Web 会議により、2022 年度事業計画及び予算について承認しました。

附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項なし。